

令和8年度寒河江駅前自由市場出店者要項

1 自由市場運営委員会

自由市場に出店する者で運営委員会を組織し、出店にあたってのルール等について協議して、意思統一を図り、企画、運営、実施を行います。

2 自由市場の概要

寒河江駅前をはじめとする寒河江の市街地に賑わいのある夢空間を創出するために、みこし公園を中心にほっとな市場「さがえちえり〜マルシェ」を開催します。今年度の開催スケジュールは下記のとおりです。

3 開催スケジュール

開催時間や内容を予告なく変更する可能性がございますので、ご了承ください。

【通常開催】

- 第一回 令和8年 7月11日（土）午後 3時から午後9時
（内容）駅前パーク J A Z Z と共同開催するビア・フェスタ（アルコール提供有）
- 第二回 令和8年10月25日（日）午前10時から午後4時
（内容）ハロウィンをテーマにするハロウィンマルシェ

【朝市開催】

- 令和8年11月7日（土）午前7時30分から午前8時30分
（内容）各回ともに旬の野菜類を販売する軽トラ市

4 開催場所 寒河江駅前みこし公園

5 市場の運営

- (1) 農作物や市内外の特産品や海産物、オリジナル商品等を販売する者を募集します。
なお、販売品が重複する場合には、出店をお断りする場合があります。
- (2) 販売品のうち、包装してあるものについては、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（J A S 法）等の表示基準に基づき適正な表示をすること。
- (3) 食品衛生法の仮設営業許可が必要な食品の販売を行う者は、県村山総合支庁生活衛生課（村山保健所内）から該当営業許可を取得すること。
- (4) 品質については万全を期し、自由市場の評判を高めるものであること。

6 出店方法

- (1) 1ブースを2.4m×3.6mのテントとし、運営委員会で準備する。
- (2) 1ブースに机2とイス2を運営委員会で準備する。それ以外の販売に必要な備品（三方幕、お釣り、買物袋、発電機、冷蔵ケース、照明等）は全て出店者自らが用意する。
- (3) 出店準備は、出店者自らが行うものとし、販売品の搬入及び搬出は、出店者自らの責任において行うものとする。
- (4) 出店者につき1台の駐車場を確保するものとし、販売品の搬入及び搬出の際の会場への乗り入れについては、運営委員会の指示に従うものとする。

- (5) 調理の際の油等により地面が汚れることがないように、ブルーシートを敷設するなど各自対応し、万が一汚損した場合は必ず原状回復を行うものとする。

7 出店料

【通常開催】 飲食関係・・・7,000円

飲食以外（飲食物の提供は一切不可）・・・4,000円

※開催日の1週間前までに指定口座への振込みまたは事務局（寒河江市商工推進課）への持参により事前徴収するものとし、振込手数料は出店者の負担とする。なお、無断キャンセルの場合は、理由の如何を問わず返金しないものとする。

※学校関係の出店者については、出店料を免除とする。

【朝市】 無料

8 出店の申込み

- (1) 出店者については、原則公募とする。ただし、申込が多数となった場合、寒河江市内に住所または店舗を有する出店者を優先する。
- (2) 自由市場に出店しようとする者の審査・決定については、運営委員会役員会が行うものとする。
- (3) 出店を希望する者は、電子申請システム（ロゴフォーム）にて、出店申込みを行う。
- (4) 出店の採択結果については、別紙出店採択結果通知書により通知するものとする。

次のいずれかに該当する者は、申し込むことができません。なお、暴力団関係者排除のため、警察の協力を得て出店者の確認を行う場合があります。

- ① 出店を希望する者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員若しくはその関係者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき、又は暴力団関係者が法人等の経営に実質的に関与しているとき。
- ② 出店を希望する者等が、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の威力又は暴力団関係者を利用しているとき。
- ③ 出店を希望する者等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ④ 出店を希望する者等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑤ 出店を希望する者等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

8 その他

ここに定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

寒河江駅前自由市場運営委員会 事務局：寒河江市商工推進課 〒991-8601 山形県寒河江市中央一丁目9番45号 電話：0237-85-1492（直通）FAX：0237-86-7100 メール：scis@city.sagae.yamagata.jp
--